

## 福祉・介護職員等〔介護職員等〕特定処遇改善加算算定に係る 「見える化要件」について

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 加算の取得状況  
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）  
及び（Ⅱ）
  
- 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容  
◇資質の向上
  - ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
  
- ◇労働環境・処遇の改善
  - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
  
- ◇その他
  - ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
  - ・非正規職員から正規職員への転換

### 介護職員等特定処遇改善加算

- 加算の取得状況  
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）
  
- 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容  
◇資質の向上
  - ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
  
- ◇労働環境・処遇の改善
  - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
  
- ◇その他
  - ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
  - ・非正規職員から正規職員への転換